

令和8年度メディアを活用した県内周遊スキーム構築事業委託業務 仕様書

1 委託業務名

令和8年度メディアを活用した県内周遊スキーム構築事業

2 委託目的

減少傾向である本県の日本人延べ宿泊者数の増加を図るため、県内各地域への周遊促進と滞在の長期化を促し、本県観光の持続的な活性化を図る。

3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

4 委託料（上限）

9,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

5 ターゲット

車を利用して周遊する関西圏・近隣県（中四国）の在住者で、小学生以上の子どもを持つファミリー層

6 業務内容

（1）子ども向けの周遊の仕掛けづくり

- ・県内体験コンテンツを複数活用した、子どもが愛媛に行きたいと思う周遊を促す仕掛け（以下「周遊の仕掛け」という。）をデジタル及びリアル両面で創出すること。（例：スタンプラリー）
- ・体験コンテンツは東・中・南予それぞれで最低2つ以上活用することとし、「令和8年度えひめ体験型観光コンテンツエリア創出支援事業」で選定した各エリアの体験コンテンツを含めること。
選定エリア：西条市、久万高原町、愛南町（詳細：<https://ehime-area.jp/>）
- ・動機づくりのため、周遊促進の仕掛けの中でインセンティブを提供すること。
- ・創出した仕掛け及びインセンティブは、当該事業年度のみではなく、後年度経費の負担なしで継続して利用または提供できる仕組みとすること。

（2）子どもに向けた周遊の仕掛けのプロモーションの実施

- ・周遊の仕掛けについて、ターゲットに訴求力のあるメディアと連携して情報発信すること。
- ・県観光公式サイト内に特設ページを構築すること。
- ・SNSやデジタル広告を活用して、連携するメディア及び県観光公式内特

設ページの閲覧促進又は新規流入を図ること。なお、別記「デジタルプロモーション実施時における留意事項」の内容を踏まえ、適切に業務を遂行すること。

- ・県公式サイト内の特設ページは後年度経費の負担なしで継続利用できるものとする。

(3) 独自提案

- ・予算の範囲内で周遊の仕掛けの利用を促す独自提案をすること。
- ・独自提案は後年度経費の負担なしで継続して利用できる内容とする。

(4) 特記事項

- ・周遊の仕掛けは、令和9年2月頃のリリースを想定し、全体スケジュールを提案すること。
- ・周遊の仕掛け及びプロモーションは、「疲れたら、愛媛。」の世界観を踏またものとする。

※1 観光キャッチコピー「疲れたら、愛媛。」・・・温泉、食、古い町並み、自然景観等の愛媛県の強みである「癒やし」を中心にした観光プロモーション

※2 愛媛県の公式観光サイトいよ観ネット・・・

<https://www.iyokannet.jp/>

※3 愛媛県の公式観光 Instagram アカウント・・・

<https://www.instagram.com/iyokannet/>

(5) KPI

- ・委託業務期間に係る本事業の KPI (①特設ページの PV 数、②周遊の仕掛けの利用者数) について、過去の実績等特性を踏まえた上で提案すること。なお、最終的な KPI の設定については協議会と協議の上決定すること。

【実施に当たっての留意事項】

- ・本事業で制作する制作物は、受託者が制作し、著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む、以下「著作権」という。）を有する制作物内で受託者が委託目的に沿って制作し著作権を有する制作物（以下「本制作物」とする。）と定義する。
- ・制作企画、制作者の制作交渉、現地取材、撮影、編集、広告等本制作物の制作に係る一切の業務を行うこと。
- ・本制作物が流通するエリアについて、本事業のターゲットエリアを含むこと。
- ・本制作物の制作にあたっては、企画内容、取材スケジュール、本制作物の制作スケジュール等が分かる資料を受託者により作成すること。
- ・愛媛県が全国に誇る道後温泉、しまなみ海道等の観光地だけでなく、「令和8年度えひめ体験型観光コンテンツエリア創出支援事業」と連携し、選

定された3エリア（西条市、久万高原町、愛南町）も含めた観光スポットを選定し、周遊性とターゲット層が興味を持つストーリー性を持たせた内容とすること。

- ・最終的には、提案内容に基づき協議会、受託者と協議を実施し確定させること。
- ・提案された内容に伴う著作権等の権利関係に関する許諾手続きを行うこと。提案された内容の利用制限がある場合は、その旨明記すること。また、かかる手続きに必要な経費は全て当初の契約金額に含むものとする。
- ・提案された内容に係る経費は、全て当初の契約金額に含むものとする。
- ・写真素材等の著作権等の権利関係に問題が発生しないようにすること。
- ・制作する特設サイトは、委託契約期間終了後も県及び協議会において継続的に管理・運用および活用ができるシステム仕様とすること。
- ・本制作物の制作において作家を起用する場合、以下の業務について実施すること。
 - (a) 作家との契約及び連絡・調整
 - (b) 取材スポット選定のための出張に係る宿泊、交通の手配
 - (c) 作家による取材スポットへの取材許可、予約等連絡・調整
 - (d) 作家の取材同行、案内
 - (e) 作家の制作補助
 - (f) その他取材の準備、実施に係る一切のディレクション業務
 - (g) 制作物の二次利用に関する許可の調整
- ・令和8年度末にリニューアルを予定している県公式観光サイト「いよ観ネット」の新システム環境やデザインガイドライン等を踏まえ、リニューアル後も支障なく連携・移行できる仕様とすること。
- ・最終的には、提案内容に基づき協議会、受託者と協議を実施し確定させること。

7 成果品の提出

(1) 業務実施報告書

受託者は、本業務完了後、速やかに委託契約書に規定する業務実施報告書（以下、「成果品」という）を提出すること。成果品には、本業務を実施したことが証明できる書類及び写真等を添付するほか、各事業のプロモーションの実績と本業務により得られた各種データを活用した効果検証（定量的データ分析等）や今後の改善策の提案を含めた報告を行うこと。

・種類等：紙媒体（3部）、電子データ（PDF形式）

※提出先は「協議会」とする。

8 著作権等の取扱い

(1) 著作権者

成果品の著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む）は、協議会に帰属し、成果品内に使用されている写真等、受託者の著作物の著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む）は、成果品とともに使用する場合には、受託者より独占的に許諾され、受託者は、成果品に係る著作者人格権を行使しないものとする。

(2) 第三者への使用許諾

成果品の第三者への使用許諾は、協議会が行うものとし、許諾に対し受託者は原則同意する。

(3) 権利関係の処理

- ①素材に含まれる第三者の著作権、肖像権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。
- ②受託者又は委託者が従前から所有していた写真等を使用する場合も前記のとおりとする。
- ③第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。
- ④著作権等の取扱いについて、ここに記載のない事項については、協議会と受託者で協議のうえ、処理することとする。

9 その他留意事項

- (1) 本業務の推進に当たり、実施内容を事前に協議するなど、協議会との緊密な連携の下、迅速かつ効率的、効果的な遂行を心掛けるものとする。
- (2) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて協議会と協議のうえ、処理するものとする。
- (3) 本業務を第三者に再委託してはならない。ただし、再委託先の業務内容、体制及び責任者を明記し、あらかじめ協議会に報告して承認を得た場合はこの限りではない。
- (4) 本業務の実施に要した経費は、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経費と明確に区分して整理するとともに、常にその収支の状況を明らかにし、本業務の完了の日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間、これらを保管しなければならない。
- (5) 本業務の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。
- (6) 別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- (7) 観光 DMP に蓄積したデータを活用して観光施策の成果改善と施策立案を図る事業「観光マーケティング機能強化事業」の受託事業者と適宜連携し、効果的な事業展開を目指すこと。